○財務省令第二十号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第四十四条の二第三項及び第二百二十八条の四第三項並びに所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第八十二条の三第一項第二号ト、第百六十七条の三第一項第一号、第二百八条の八第一項及び第二項、第三百三十六条第二項第五号、第三百四十三条第三項（同令第三百四十五条第六項及び第三百四十六条第六項において準用する場合を含む。）、第三百五十条の四第三項、第三百五十二条の二第二項第四号並びに第三百五十五条第二項並びに所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十五号）附則第八条第二項の規定に基づき、所得税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

所得税法施行規則等の一部を改正する省令

（所得税法施行規則の一部改正）

第一条　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の二」を「第十九条の三」に、「・第二十一条」を「―第二十一条の二」に改める。

第十八条の二中「第六十四条第一項第二号」の下に「（確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱い）」を加え、同条第一号中「第九十一条」を「第五十四条の四」に改める。

第二編第一章第一節中第十九条の二の次に次の一条を加える。

（確定給付企業年金の額から控除する金額の計算における加入者が負担した金額から除かれる資産の範囲）

第十九条の三　令第八十二条の三第一項第二号ト（確定給付企業年金の額から控除する金額）に規定する財務省令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。次号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）第一条（厚生年金保険法の一部改正）の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この号及び第三号において「旧厚生年金保険法」という。）第百六十五条の二第二項（連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金の移換）の規定により平成二十六年四月一日前に旧厚生年金保険法第百四十九条第一項（連合会）に規定する連合会から移換された旧厚生年金保険法第百六十五条第五項（連合会から基金への権利義務の移転及び年金給付等積立金の移換）に規定する年金給付等積立金

二　平成二十五年厚生年金等改正法第二条（確定給付企業年金法の一部改正）の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。以下この条において「旧確定給付企業年金法」という。）第百十条の二第三項（厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転）の規定により平成二十六年四月一日前に平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十号（定義）に規定する旧厚生年金基金（次号及び第四号において「旧厚生年金基金」という。）から権利義務が承継された旧確定給付企業年金法第百十条の二第四項に規定する積立金

三　旧確定給付企業年金法第百十一条第二項（厚生年金基金から規約型企業年金への移行）又は第百十二条第四項（厚生年金基金から基金への移行）の規定により平成二十六年四月一日前に旧厚生年金基金から権利義務が承継された旧厚生年金保険法第百三十条の二第二項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）に規定する年金給付等積立金

四　旧確定給付企業年金法第百十五条の三第二項（厚生年金基金から確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）の規定により平成二十六年四月一日前に旧厚生年金基金から移換された同条第一項に規定する脱退一時金相当額

（免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入の特例の適用を受けるための記載事項）

第二十一条の二　法第四十四条の二第三項（免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第四十四条の二第一項の債務の免除を受けた年月日

二　法第四十四条の二第一項の債務の免除により受ける経済的な利益の価額

三　資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である事情の詳細

四　その他参考となるべき事項

第三十六条の三中「第百五十六条第三号ロ」の下に「（退職金共済契約等を締結している場合の繰入限度額の特例等）」を加え、「第二十二条第一項第五号」を「第二十二条第一項第三号」に改める。

第三十六条の五第二項中「六千三百円」を「六千四百八十円」に改める。

第四十条の九を第四十条の十とし、第四十条の五から第四十条の八までを一条ずつ繰り下げ、第四十条の四の次に次の一条を加える。

（承認規定等の範囲）

第四十条の五　令第二百八条の八第一項（承認規定等の範囲）に規定する財務省令で定める規定は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）第二条（確定給付企業年金法の一部改正）の規定による改正前の確定給付企業年金法（次項において「旧確定給付企業年金法」という。）第百七条第一項（実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の厚生年金基金への移転）、第百十条の二第三項（厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転）又は第百十一条第二項（厚生年金基金から規約型企業年金への移行）の規定とする。

2　令第二百八条の八第二項に規定する旧効力確定給付企業年金法第百十条の二第三項の規定その他財務省令で定める規定は、旧確定給付企業年金法第百七条第一項又は第百十条の二第三項の規定とし、令第二百八条の八第二項に規定する旧効力確定給付企業年金法第百十二条第一項（厚生年金基金から基金への移行）の規定その他財務省令で定める規定は、旧確定給付企業年金法第百十二条第一項の規定とする。

第七十七条の二第一項中「第三百十九条の六第二号イ」を「第三百十九条の六第一号イ」に改め、同条第二項中「第三百十九条の六第二号ロ」を「第三百十九条の六第一号ロ」に改め、同条第三項中「第三百十九条の六第二号ハ」を「第三百十九条の六第一号ハ」に改める。

第八十一条の五第一項第一号ニ中「交換」の下に「（当該信託財産に属する株式のうちに、その株式の発行法人から支払がされる法第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等を受ける権利その他の株主の権利に係る基準日がその交換の日であるもの（ニにおいて「権利落ち株式」という。）がある場合には、当該権利落ち株式の価額に相当する金銭の交付を含む。ホ及びヘにおいて同じ。）」を加える。

第八十一条の二十第二項中「）の譲渡の対価」の下に「（令第三百四十二条第一項に規定する対価をいう。次条第一項において同じ。）」を加える。

第八十一条の二十一第一項中「規定する申請書」の下に「（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この条及び第八十一条の三十六（先物取引の差金等決済をする者の告知）において同じ。）により提供された当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五項及び第八十一条の三十六において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「同項」を「令第三百四十三条第三項」に改め、同項第一号中「を提出した」を「の提出（令第三百四十三条第三項に規定する提出をいう。以下この項及び次項において同じ。）をした」に改め、同条第二項中「申請書を提出した」を「申請書の提出をした」に、「記載した」を「記載し、又は記録した」に改め、同条第四項中「届出書（）の下に「電磁的方法により提供された当該届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録及び」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「記載されている」を「記載され、又は記録されている」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二編第一章第二節中第二十一条の次に次の一条を加える。